

社会福祉法人希求会

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人希求会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、勤務実態に合わせ、この規程により報酬を支給する。

(報酬額)

第3条 理事長及び法人業務に常時従事する役員等に対する報酬は月額とし、報酬額は別表1に定める。定期昇給については職員給与規程第19条の例による。昇給額は別表2に定める。賞与の支給額については職員給与規程20条の例による。

2 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は日額 5,340 円の報酬をその都度支払う

(通勤費用)

第4条 役員には通勤費用を支給する。

(支払方法)

第5条 第3条1項に定める役員等の報酬及び前項に定める通勤費用の支払方法は、職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第6条 役員等が業務のため旅行したときは、その旅行について別表に定める旅費を支給する。

2 旅費及び費用弁償の支給方法は、法人職員旅費規程の職員に対する旅費支給の例による。

(適用除外)

第7条 第2条、第3条2項、第4条及び第6条の規定は、法人の職員の職にあるものには支給しない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長の専決による。

別表 1

名称	報酬額	備考
理事長業務報酬（月額）	300,000 円	
業務執行理事業務報酬（月額）	371,400 円	職員給与表 5 級 10 号給
役員等が理事会及び評議員会に出席した際の報酬（日額）	5,340 円	業務執行理事及び法人の職にあるもの以外
監事監査指導報酬（日額）	5,340 円	

別表 2

社会福祉法人希求会 職員給料表

平成26年3月16日施行

号給	1級	2級	3級	4級	5級
	円	円	円	円	円
1			192,600	222,600	239,300
2	154,100	184,500	199,800	230,700	248,300
3	158,500	191,400	207,200	239,200	257,500
4	163,000	198,600	214,500	248,200	266,200
5	168,200	204,600	222,400	257,300	274,800
6	174,000	210,000	230,300	265,800	283,500
7	180,000	215,400	238,200	274,300	292,200
8	186,300	220,600	245,700	282,700	300,700
9	190,900	225,600	252,200	290,900	309,200
10	194,600	230,000	258,600	298,900	317,600
11	197,800	234,400	264,900	306,700	325,700
12	200,600	238,700	270,500	314,000	333,200
13	203,300	243,000	276,000	321,100	340,700
14	205,400	246,200	281,100	328,000	347,900
15	207,500	249,200	286,200	334,100	353,500
16	209,100	252,300	290,700	339,700	358,300
17		255,200	294,800	343,400	362,300
18		258,100	298,500	346,700	365,600
19		260,000	301,700	349,900	368,500
20			304,100	352,200	371,400
21			306,000	354,400	373,900
22			308,000	356,700	376,500
23			309,900	359,000	379,000
24			311,900	361,200	381,600
25			313,900	363,600	384,200
26			315,700	365,800	386,900
27			317,600	368,100	
28			319,600	370,400	
29			321,500		
30			323,500		
31			325,400		
32			327,300		

附則

- 1 この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 24 年 2 月 22 日から施行する。
- 3 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規定は、平成 29 年 12 月 6 日から施行する。